

令和7年度佐伯市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等集計・分析業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度佐伯市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等集計・分析業務

2 業務場所

佐伯市向島1丁目3番8号ほか

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

4 支払方法

業務完了後、一括払いとする。

5 目的及び概要

第10期介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定に当たり、本市における高齢者の状況やニーズ等を把握し、より実効性のある施策検討の基礎資料とすることを目的とする。

各調査の主な内容を次のとおりである。

A. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護以外の高齢者（要支援、事業対象者含む）を対象に、地域の抱える課題の特定等を目的として主に以下の項目について調査するもの。

（項目）からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、
たすけあい、健康

B. 在宅介護実態調査

在宅の要支援・要介護認定者を対象に、高齢者等の適切な在宅生活の継続や家族等介護者の介護に係る離職防止に向けた取組検討の資料とするため主に以下の項目について調査するもの。

（項目）在宅における介護の状況、家族等介護者の勤務状況等

6 委託業務の内容

本市が実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計及び分析を行い、その結果を取りまとめた調査報告書を作成するとともに、専門的な助言を行う。

（1）基本事項

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、厚生労働省が発出する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」及び「在宅介護実態調査実施の手引き」に準拠するものとする。

(2) 調査対象者

A. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 3,000 人

※調査実施日までの時点での住民基本台帳から、無作為に 65 歳以上の市民を抽出する。

B. 在宅介護実態調査 1,000 人

(3) 調査項目

国の定める調査項目（オプション含む）及び市の定める独自項目 8～10 項目程度

※独自項目設定の有無等については、別途委託者にて判断。

(4) 業務手順

A. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

アンケート調査票（以下「調査票」という。）を調査対象者に郵送で配布し、回答時に調査対象者が郵送又はインターネットいずれかの回答方法を選択できる方式で実施する。インターネット回答については、(株) トラストバンクの「LoGo フォーム」を使用する。

① 調査票（A4 両面 16 ページ（8 枚）程度）、封筒（配布用角形 2 号、返信用長形 3 号）の作成、印刷

調査票等の内容について委託者と協議のうえ作成すること。

インターネット上での回答フォームの URL 及び二次元コードを添付すること。

インターネット上の回答フォーム及び二次元コードは委託者にて作成する。

② 調査票の郵送、回収

郵送料（配布用、返信用）については委託者にて負担する。

なお、インターネット回収方式による回答を選択した調査対象者の調査結果については、委託者が LoGo フォームからデータ（CSV）を出力し、受託者に送付する。

③ データ入力、集計、分析

回答データについて単純集計及び設問間のクロス集計を行うとともに、全国平均や前回調査との比較、調査圏域ごとの特性等についての分析を行うこと。

④ 報告書及び報告書データの作成

報告書の仕様については「7 成果品」を参照。

作成する報告書データについては「見える化システム」登録用を含む。

B. 在宅介護実態調査

① データ入力、集計、分析

本調査については、調査票の作成から回収までを委託者にて行う。

回答データについて、在宅介護実態調査「自動集計分析ソフト」（厚生労働省提供予定）を用いて単純集計及び設問間、委託者が所有する認定情報とのクロス集計による分析を行うこと。

※独自項目の集計・分析については別途委託者と協議すること。

② 報告書及び報告書データの作成

報告書の仕様については「7 成果品」を参照。

作成する報告書データについては「認定ソフト」登録用を含む。

7 成果品

(1) 報告書

A. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

A4 版、250 ページ程度、カラー刷、10 部

B. 在宅介護実態調査

A4 版、100 ページ程度、カラー刷、10 部

(2) 報告書データ (CD-R) 2 枚

集計したデータ、集計結果等数値データは、Microsoft Excel 形式とし、原稿データは、Microsoft Word 形式及び PDF 形式とする。

また、PDF データは、調査報告書全文及び項目ごとに分割したものとする。

8 再委託の禁止

再委託は原則認めないものとする。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

9 その他

(1) 本業務委託に関する著作権は、すべて佐伯市に帰属するものとする。

(2) この仕様書は概略を示すものであり、本仕様書に明記していない事項であっても目的遂行上当然に必要と認められるものは、受託者の責任において実施するものとする。

(3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等を遵守しなければならない。

(5) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上決定する。

10 問い合わせ先

佐伯市福祉保健部 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

電 話 0972-23-1622 (直通)

メール caresuisin@city.saiki.lg.jp

担 当 山本

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（個人情報取扱責任者及び従事者）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取扱うにあたり、個人情報取扱責任者及び従事者を定め、書面によりその氏名役職を委託者に通知するものとする。個人情報取扱責任者及び従事者を変更したときも同様とする。

（監督及び教育の実施）

第3 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督及び教育を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第5 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正な管理）

第6 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等、個人情報の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第7 受託者は、委託者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を委託者の指定する区域外へ持出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第9 受託者は、委託者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託）

第10 受託者は、委託者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(資料等の返還)

第11 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了までに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(廃棄等)

第12 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(従事者への周知)

第13 受託者は、この契約による業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第14 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(調査)

第15 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うにあたり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(指示及び報告)

第16 委託者は、個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対し個人情報に関し必要な指示を行い、又は必要な事項の報告を求めることができる。

(事故報告)

第17 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかにその旨を委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。